

久慈市プレミアム付商品券発行事業 取扱加盟店募集要項

1. 商品券の内容 ①久慈市プレミアム付商品券（商品券500円×10枚で1冊）

2. 募集期間 令和8年4月15日（水）～令和8年5月29日（金）
※募集期間以降も随時受付ますが、チラシ等の掲載が遅れます。

3. 登録事業所資格

久慈市内で常設している店舗を有し、直接消費者に対し飲食（スナック含む）、サービス等の提供、物品の販売を行う事業者、交通サービス等の提供を行う事業者とする。

（A）商品券…市内で飲食業、小売業等を営む事業者（テイクアウト・仕出し含む）

例）食堂、レストラン、居酒屋、スナック、バー、寿司店、ラーメン店、喫茶店、宿泊施設、小売店、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、コンビニ、マッサージ店、工務店、理美容業、バス、タクシー、介護タクシー、個人・団体旅行等を提供する旅行代理店等

※ただし、次の事業者は対象外となります。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

4. 取扱加盟店の登録

①会員事業所

指定の「加盟店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、指定金融機関通帳の表紙と表紙裏（金融機関名等記載ページ）の写しと併せて、募集期間内に久慈商工会議所（本所・山形支所のいずれも可）にメール、FAXか持参にて申請。

※指定金融機関＝久慈市内に支店等を持つ銀行・郵便局・信用金庫・農協

指定金融機関以外を希望の場合は、ご連絡ください。

②非会員事業所

上記①と同様。ただし受付は久慈商工会議所窓口への持参のみ。（FAX受付不可）

営業を証明する書類（請求書や郵便物、確定申告書第一表の写しなど）を添付。

受付時間は、土日祝日を除く月曜～金曜の9：00～12：00、13：00～16：00とする。

③1事業所で複数店舗の登録をされる場合は、それぞれの店舗ごと申請書の提出が必要。

④登録・換金手数料は会員・非会員問わず無料。

⑤違約する行為が認められた場合、会議所は、換金の拒否、登録事業所の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

5. 登録事業所の責務

登録事業所は、次に掲げる事項の厳守をお願いいたします。

- ① 他店での使用済み商品券は受け取りを拒否すること。
- ② 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに申し出ること。
- ③ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用を禁止する。
- ④ 登録事業所自らが購入した商品券を使用済み処理したうえ換金、利益を得ようとする行為。
- ⑤ 会議所及び久慈市が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をすること。

6. 取扱加盟店の周知

取扱加盟店には、広報物（ポスター等）を配布し、店頭等に掲示して商品券等事業のPRに協力すること。また、消費者への商品券等事業及び登録事業所の周知は、当所ホームページ及びSNS、チラシ、ポスター等にて店舗名を公開するとともに、商品券購入者に対して取扱加盟店

一覧名簿を記載した使用案内チラシを配布する。

7. 商品券の取扱い ★ご確認願います★

取扱加盟店は商品券を持参した消費者に対して、令和8年7月上旬から令和9年1月11日(月)まで(予定)の間に限り、商品券の額面金額に相当する飲食・物品の販売・交通サービス等の提供を行うこと。

●以下の制限にご注意ください。

- ・商品券購入後の返品はできない
- ・現金との引換えはできない
- ・つり銭は支払わない

●対象とならない商品、サービス等

- ①土地・建物の購入及び出資、債務の支払い
- ②たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ③商品券や切手、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
- ④性風俗特殊営業等に係る支払い
- ⑤医療費の自己負担分への支払い
- ⑥水道料金等公共料金への支払い
- ⑦特定の宗教政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑧国税、地方税や使用料などの公租公課
- ⑨鉄道の普通乗車券・特急券、回数券、普通航空券など

8. 換金 ★ご確認願います★

商品券が使用された登録事業所は次のとおり換金精算を行ってください。

①使用された商品券の裏面に自社のタナ判（無い場合は店舗名を記入）を押印し他店での再利用等防止に努めてください。

商品券は使用並びに換金状況について受託事業者である久慈商工会議所で管理するため、切る、穴をあけるなどは行わないでください。換金申請前にそのような処置をした場合、換金申請が無効になります。

②換金する使用済み商品券の枚数を確認後、「商品券換金申請書」にその旨を記入し、商品券とあわせて久慈商工会議所窓口（本所・山形支所いずれも可）にご持参ください。数え間違いを防ぐため、申請前に必ず枚数を確認願います。確認できていない商品券は申請を受け付けられないことがあります。

※受付時間：月曜～金曜の9：30～12：00、13：00～16：00

（土日祝日及び年末年始を除く）

※換金枚数が1,000枚を超える場合は、事前にご連絡ください。また1回の換金申請で受けられる商品券の枚数は2,000枚までとします。（溜め込まずに換金申請願います）

注）枚数の数え間違い等によるトラブルを防ぐために、郵送等による換金依頼には応じかねます。必ずご持参ください。また、換金枚数が多い場合は事前にご連絡をお願いします。

③換金受付は、令和8年7月下旬(予定)より行い、週1回の締めを設定致します。

締め日は毎週金曜日とします。

※締め日、振込日が休日にあたる場合は翌営業日の扱いとなります。

④振込み金額は、商品券1枚につき「500円」となります。

換金申請受付後は、次週の木曜日に登録口座へ振り込み予定です。

⑤換金依頼の最終締め日は、令和9年1月22日(金)（予定）となります（※商品券の使用期限は、令和9年1月11日(月)まで(予定)）。期間経過後の換金は理由の如何にかかわらず応じかねますので、ご了承ください。

なお、取扱加盟店が消費者から受け取った飲食券等の盗難、紛失、滅失により損害を被ったときは、当該損害は取扱加盟店の負担となりますので、ご了承下さい。

9. 問い合わせ先

久慈商工会議所 地域振興課 TEL：0194-52-1000/FAX：0194-52-1051

E-Mail：kuji@kujicci-iwate.jp ホームページURL【<https://www.kujicci-iwate.jp/>】